

独立行政法人国立病院機構琉球病院治験管理室運営委員会細則

(主旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立病院機構琉球病院治験管理室運営規程第4条に定める独立行政法人国立病院機構琉球病院治験管理室運営委員会（以下、「運営委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 運営委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 治験管理室長、治験管理室事務局長、治験管理室事務局長補佐、治験看護師
- (2) 治験審査委員会・受託研究審査委員会委員長、同副委員長
- (3) 副院長、事務部長、臨床研究部長、診療部長、薬剤科長
- (4) 薬剤科より1名（調剤主任）
- (5) 看護部より1名（看護部長）
- (6) 事務部より1名（企画課長）
- (7) コメディカル（薬剤科を除く）より1名（臨床検査技師長）
- (8) その他、院長が指名した者

2 委員長は、治験管理室長とする。

(審議事項)

第3条 運営委員会は、治験管理室の運営に関し、下記に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 治験管理室の目標設定
- (2) 受託研究費の活用に関する事項
- (3) 治験薬管理費に関する事項
- (4) 治験管理室の予算に関する事項
- (5) 治験管理室の管理および業務執行に関する事項
- (6) その他必要を認める事項

第4条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集し開催するものとする。

第5条 委員長は、特に必要があるときは、臨時に委員以外の職員又は外部の者を運営委員会に招き、その意見を聞くことができる。

第6条 運営委員会に議事録を備え、治験看護師が記録し、治験管理室において保管する。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、治験管理室長において処理する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は平成27年1月1日から施行する。